

四日市市告示第 138 号

四日市市敬老金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年 3月 27日

四日市市長 森 智広

四日市市敬老金支給要綱の一部を改正する要綱

四日市市敬老金支給要綱の一部を改正する要綱（昭和45年四日市市告示第46号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限 り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

（健康福祉部高齢福祉課）